

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社  
支社長 中村 知久 殿

東日本旅客鉄道労働組合  
大宮地方本部  
執行委員長 森田勝美

## 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく

### 時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れ

大宮地本は、平成29年4月22日「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」を締結しました。この間の議論で、長時間労働に対する問題意識や、各種休暇・休職制度等を活用するための権利者意識も高まりました。一方では、年々増加傾向にある、長時間労働を如何にして縮減・削減していくのか、そして要員不足を起因とした、各種制度が取得しづらい職場環境にあることなど多くの課題が残っています。また労使は、過去発生させた36協定違反の重みを認識し、36協定違反撲滅に向けた具体策を講じ、その指導も継続していかなければなりません。原因を究明し問題解決に向けて労使で真摯に議論を深める必要があります。

大宮支社企画部門・各課の時間外労働が増加傾向にあり、平成28年度では600時間を超える時間外労働が発生しています。厚生労働省の指導「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を活かし考えを定着させることが必須です。労働基準監督署が各事業所に入り、法定労働時間を超えているということがあれば本末転倒です。企画部門の働き方について、問題認識を改め改善に向けた具体策を講じることが急務な課題です。

また、工務職場における研修や出張についても問題認識を合わせ、長時間労働の克服に向けて動き出しましたが、縮減・削減への道のりは厳しさを増しています。職場の逼迫した要員が問題なのか技術継承が起因しているのかなど、課題を明確にして議論することが必要だと考えています。

職場は、年次有給休暇の請求権に対しての権利者意識は非常に高まっています。労働法の趣旨として、「人員不足のため代替要員の確保が常に困難である状況下であれば、年休権の保障の趣旨から時季変更事由の存在を認めるべきではない。」と示され「恒常的な人員不足から代替要員を確保することが常に困難である状況は、それがいかに現実運用であっても、時季指定権の行使を正当化しない。」と判例されています。また、労働基準監督署から時季変更権行使についても指摘がされ、労働組合側として重く受けとめ、考え方を改めなければならないという認識にも立ちました。よって、時季変更権行使数についても支社として正確に掴み、行使内容を明らかにし「法の趣旨」に則り指導する必要があります。

この間、労使で築きあげた成果を基軸に「安全・健康・ゆとり」を確保し、働きがいを持てる職場づくりを目指してきました。しかし、要員需給が逼迫し長時間労働が常態化している現状を看過することはできません。よって、あらためて下記の通り申し入れを行いますので、誠意ある回答を要請します。

#### 記

1. 事業所ごとの時間外労働月別平均時間を4月～7月まで明らかにすること。

2. 大宮支社全体で超過勤務が増加傾向にあることから、事業所ごとに研修・出張を「管理」「一般」に分け明らかにすること。また、業務を逼迫させる研修・出張は行わないこと。
3. 時季変更権行使の重みを鑑み、事業所ごとに時季変更権行使数を4月～6月まで明らかにすること。また、今後は年次有給休暇の請求権の重みを受け止め、事業所ごとの時季変更権行使数及び行使内容を支社が把握すること。
4. 年次有給休暇、育児休職等や育児・介護勤務等の制度を活用した場合においても、事業所の規模等の特性に基づく標準数の算定基準を改め、正常な業務運営が行える適正要員を確保すること。
5. 平成28年度600時間を超える時間外労働に従事した各社員の勤務実態を月ごとに明らかにすること。また、平成29年度4月～7月までの上記した各社員の勤務についても明らかにし時間外労働削減に向けた具体的な対策を明らかにすること。
6. 大宮支社企画部門・各課の時間外労働が増加傾向にある現状を解明し、正常な業務運営が行える適正要員を確保すること。
7. 視覚障害者対応（白杖）や車いす対応を定期的に行っている事業所は作業ダイヤに明記し、対応フローを遂行できる体制を確立すること。
8. 日光駅において四季島運行時に新たな業務が発生していることについて支社見解を明らかにし、対策を講じること。また車いす利用者の案内に関する課題克服のためエレベーターを設置すること。
9. 川越車両センターにおいて、日8時間を超える超過勤務の対策を講じてきたが、異常時の構内助役及び当直体制強化のため、運用担当の業務を一徹体制とすること。
10. 宇都宮信号通信MCの障害対応について、小山宿直での対応実績及び宇都宮方面での呼び出し対応件数を明らかにすること。
11. 労働安全衛生法に基づき、安全衛生委員会の開催は月1回以上実施し、50名未満の事業所においても、準じて開催すること。
12. 11月1日以降の「日及び月間」の限度時間を定める36協定の有効期間は、11月1日から4月30日までの6ヵ月間とすること。

以上